

要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
1	3	1	3	1				③	ii) 事業の対象となる施設	iii) IT工房くりっく(以下、「IT工房」という。) iv) ものづくり工房あかおにどん(以下、「ものづくり工房」という。)	※公民館は、IT工房くりっく(以下、「IT工房」という。)、ものづくり工房あかおにどん(以下、「ものづくり工房」という。)を含む施設とする。	
2	4	1	3	4					事業者の収入	本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務の対価からなる。	本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、一期・二期・三期工事のそれぞれの完成・引渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務の対価からなる。	
3	4	1	3	6					事業スケジュール(予定)		表1 事業スケジュール(予定)	(追加)
4	4	1	3	6					事業スケジュール(予定)		(別紙1)参照	
5	5	1	5					②	【法令・条例等】	都市計画法	都市計画法、道路法、駐車場法	
6	6	1	5					⑯	【法令・条例等】	xiv) 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例		(削除)
7	7	1	6		(1)			②	敷地面積	約24,919㎡	約25,774.16㎡	
8	7	1	6		(1)			④	接続道路	西側道路約15.0m(県道名古屋南線) 南側道路約7.0m(市道学校南線)	西側道路 幅員約15.0m(県道名古屋南線) 南側道路 幅員約7.0m(市道学校南線)	
9	7	1	6		(1)			⑤	給水	北側φ100、西側φ50、南側φ100にそれぞれ接続可能 ※受水槽には西側φ250(給水管φ100耐震済)を接続すること	北側φ100、西側φ50・φ150・φ100(耐震)、南側φ100にそれぞれ接続可能	
10	7	1	6		(1)			⑥	排水	北側φ150、西側φ150、南側φ150にそれぞれ接続可能	北側φ150、西側φ150、南側φ150にそれぞれ接続可能 (原則、北側φ150を使用すること)	
11	7	1	6		(1)			⑦	その他	i) 敷地東側に線路(名鉄三河線)が隣接 ii) 高浜小学校と隣接する高浜幼稚園の敷地境界は70cm程度の段差がある iii) 敷地西側に戸建住宅地が隣接	i) 敷地東側に線路(名鉄三河線)が隣接 ii) 高浜小学校と隣接する高浜幼稚園の敷地境界は約1m程度の段差がある iii) 敷地西側に戸建住宅地が隣接	
12	8	1	6		(3)				運用開始期限	小学校は平成31年3月末日までに、児童センター及び地域交流施設は平成32年8月末日までに運用開始できるように施設整備を行うこと。	小学校校舎及び地域交流施設(公民館)は平成31年3月末日までに、小学校屋内運動場、児童センター及び地域交流施設(サブアリーナ)は平成32年8月末日までに運用開始できるように施設整備を行うこと。	
13	8	1	6		(5)				既存小学校の概要		表2 既存小学校の概要	(追加)
14	8	1	6		(5)				既存小学校の概要		(別紙2)参照	
15	8	1	6		(6)				本施設の運営日・運営時間	本施設のうち、地域利用を想定している施設の運営日・時間については、現状の各施設の運営状況を踏まえ、次の通り想定している。なお、最終的には、本市の条例・規則・要綱で定めることとする。	本施設のうち、地域利用者による一般利用を想定している施設の運営日・時間については、現状の各施設の運営状況を踏まえ、次の通り想定している。なお、最終的には、本市の条例・規則・要綱で定めることとする。	
16	10	1	6		(6)				本施設の運営日・運営時間		表3 地域利用者による一般利用を想定する施設の運営方法の概要(予定)	(追加)
17	10	1	6		(6)				本施設の運営日・運営時間		(別紙3)参照	
18	11	2	1	1	(1)				全体配置	全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。なお、本事業に支障のある場合を除き、本施設整備期間中であっても既存校舎での教育活動を行う予定である。そのため、仮設校舎を設置する場合は、その利用を最小限とし、既存校舎の有効活用を検討すること(仮設校舎を利用する場合、既存小学校中校舎西側への配置を想定。校舎の引越については本市で行う。)	全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。また、本敷地東側に隣接する名鉄三河線からの離隔距離を極力確保すること。 なお、本事業に支障のある場合を除き、本施設整備期間中であっても既存校舎での教育活動を行う予定である。そのため、仮設校舎を設置する場合は、その利用を最小限とし、既存校舎の有効活用を検討すること(仮設校舎を利用する場合、既存小学校中校舎西側への配置を想定。校舎の引越については本市で行う。)	
19	11	2	1	1	(1)			i)	全体配置	小学校を中心に、以下に示す地域の学習機能、子育て支援機能、交流機能を有する市内の各施設を集約・複合化し、地域拠点としての本施設の機能向上を図ること。 ・学習機能:高浜小学校 ・子育て支援機能:中央児童センター・中央児童クラブ ・交流機能:体育センター、中央公民館・大山公民館、老人憩の家・高浜老人ふれあいの家	小学校を中心に、以下に示す地域の学習機能、子育て支援機能、交流機能を有する市内の各施設を集約・複合化し、地域拠点としての本施設の機能向上を図ること。 ・学習機能:高浜小学校 ・子育て支援機能:中央児童センター・中央児童クラブ ・交流機能:体育センター、中央公民館・大山公民館、高浜北部老人憩の家・高浜中部老人憩の家・高浜老人ふれあいの家、IT工房くりっく、ものづくり工房あかおにどん	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
20	11	2	1	1	(1)			ii)	全体配置	本施設は、地域と共有する特別教室等を併設する小学校、児童クラブ・児童センター、サブアリーナ・公民館等の地域交流施設、地域広場、利用者駐車場等で構成することとする。なお、全体配置は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積した施設を計画することが望ましい。	本施設は、地域と共有する特別教室等を併設する小学校、児童センター・児童クラブ、サブアリーナ・公民館等の地域交流施設、地域広場、利用者等駐車場等で構成することとする。なお、全体配置は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積した施設を計画することが望ましい。	
21	11	2	1	1	(1)			iii)	全体配置	小学校校舎は、既存小学校校舎南側に配置し、その南側に屋外運動場(小学校校庭)を配置すること。	小学校校舎は、既存小学校校舎南側に配置し、その南側に屋外運動場(小学校グラウンド)を配置すること。	
22	12	2	1	1	(2)	1)			小学校	小学校は、学校機能に地域住民の活動の場の機能を付加した複合施設として整備する。そのため、必要諸室は、学校の単独利用となる「学校教育ゾーン」と一般利用者との共有利用が可能な「学校・地域共有ゾーン」に分けて配置検討を行う。	小学校は、学校機能に地域住民の活動の場の機能を付加した複合施設として整備する。そのため、必要諸室は、学校の単独利用となる「学校教育ゾーン」と地域利用者との共有利用が可能な「学校・地域共有ゾーン」に分けて配置検討を行う。	
23	13	2	1	1	(2)	1)	①	iii)	学校教育ゾーン	学校教育ゾーンに配置する特別教室についても、将来の学校開放としての利用を念頭とした計画とすること。	学校教育ゾーンに配置する特別教室についても、将来の学校開放としての利用を念頭において計画とすること。	
24	13	2	1	1	(2)	1)	①		学校教育ゾーン	iv) 小学校屋内運動場(以下、「メインアリーナ」という。)には、ステージを併設し、音楽会・講演会等を行うためのホールとしての機能を持たせること。		(削除)
25	13	2	1	1	(2)	1)	②		学校・地域共有ゾーン		ii) 小学校屋内運動場(以下、「メインアリーナ」という。)は、音楽会・講演会等を行うためのホールとしての機能も持たせ、地域住民が生涯学習やスポーツ振興等の場として利用できるよう、適切に配置・計画すること。	(追加)
26	13	2	1	1	(2)	1)	②	iii)	学校・地域共有ゾーン	学校・地域共有ゾーンへのアクセスは専用出入口についても考慮し、他ゾーンへのアプローチを最小限にとどめること。なお、学校部分と地域共有部分の間にはシャッターやスチールドア等を適切に設置し、管理区分を分けられるよう計画すること。	地域利用者の学校・地域共有ゾーンへのアクセスは、地域交流施設のエントランスホールを経由すること。なお、学校・地域共有ゾーンとその他のゾーンの間にはシャッターやスチールドア等を適切に設置し、管理区分を分けられるよう計画すること。	
27	13	2	1	1	(2)	1)	②	iv)	学校・地域共有ゾーン	学校・地域共有ゾーン用玄関は、カードキーシステム等を取り入れ、入退室状況のデータ管理が容易に行えるように計画すること。また、教職員用玄関と別々に設けること。	学校・地域共有ゾーン用玄関は、カードキーシステム等を取り入れ、入退室状況のデータ管理が容易に行えるように計画すること。また、児童用昇降口及び教職員用玄関と別々に設けること。	
28	13	2	1	1	(2)	1)	③	iii)	管理ゾーン	教職員が外部からの侵入者を監視する業務を担うことも考慮し、教職員室からの死角をできる限り少なくすること。	教職員が外部からの侵入者を監視する業務を担うことも考慮し、職員室からの死角をできる限り少なくすること。	
29	13	2	1	1	(2)	1)	③	iv)	管理ゾーン	学校施設の管理、来客対応等も考慮しながら、学校専用部分及び学校・地域共有ゾーンの双方との適切な位置関係をその考え方とともに提案すること。	学校施設の管理、来客対応等も考慮しながら、学校教育ゾーン及び学校・地域共有ゾーンの双方との適切な位置関係をその考え方とともに提案すること。	
30	13	2	1	1	(2)				管理ゾーン	④ 給食室		(削除)
31	13	2	1	1	(2)				管理ゾーン	i) 給食室の規模・厨房機器・配膳室のスペック等については、当該小学校の児童・教職員分の給食の調理が可能な施設・設備とすること。なお、アレルギー対応食等の調理が可能な施設・設備を計画すること。		(削除)
32	13	2	1	1	(2)				管理ゾーン	⑤ 共用部		(削除)
33	13	2	1	1	(2)				管理ゾーン	i) 全校児童が円滑に出入りできるよう、児童用昇降口と正門や校舎・屋外運動場との動線に配慮すること。 ii) 来客用玄関と児童昇降口は別に配置するなど、来校者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。		(削除)
34	14	2	1	1	(2)	3)		i)	地域交流施設	地域交流施設は、地域住民の生涯学習及び社会体育の場とする公共施設として、「資料7 必要諸室リスト」に示すとおり、(仮称)体育センター(以下、「サブアリーナ」という。)、利用者サービススペース、公民館等を整備し、その活用を積極的に推進することを目標とした配置とすること。	地域交流施設は、地域住民の生涯学習及び社会体育の場とする公共施設として、「資料7 必要諸室リスト」に示すとおり、サブアリーナ、公民館等を整備し、その活用を積極的に推進することを目標とした配置とすること。	
35	14	2	1	1	(2)	3)		ii)	地域交流施設	サブアリーナは、メインアリーナと一体的な利用が可能となるような配置と構造となるよう計画すること。	サブアリーナは、メインアリーナと日常的な利用方法、利用形態、利用者層及び管理主体が異なるため、セキュリティや遮音性能等が確保できるよう、両アリーナを一体的なアリーナとして整備することは求めない。	
36	14	2	1	1	(2)	3)		iii)	地域交流施設	公民館のエントランスホールは、すべての地域交流施設(小学校の学校開放を含む)及び児童センターの、地域利用者側のエントランスとしての機能を持たせるような配置と動線となるよう計画すること。	公民館のエントランスホールは、すべての地域交流施設(小学校の学校開放を含む)及び児童センターの、地域利用者側のエントランスとしての機能を持たせるような配置と動線となるよう計画すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
37	14	2	1	1	(2)	3)		v)	地域交流施設	地域広場を小学校、児童センター、地域交流施設の3施設を中心に設け、植栽やベンチ等を配置するとともに、本施設の利用者及び地域住民の方に憩いの場として提供できるように計画すること。	地域広場を小学校、児童センター、地域交流施設の3施設を中心に設け、植栽やベンチ等を配置するとともに、本施設の利用者等及び地域住民の方に憩いの場として提供できるように計画すること。	
38	14	2	1	1	(2)	4)		i)	駐車場	本施設利用者のための駐車場として200台以上を整備し、利用施設までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。	本施設の利用者等のための駐車場として200台以上を整備し、利用施設までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。	
39	14	2	1	1	(3)		①		必要諸室	本事業に必要な諸室は、「資料7 必要諸室リスト」とおりとし、教室面積については最低基準、その他の諸室面積については標準案とする。なお、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。	本事業に必要な諸室は、「資料7 必要諸室リスト」とおりとし、面積については最低基準とする。なお、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。	
40	15	2	1	1	(4)				仕上計画	iii) 搬出入を行うトラック出入り口にはシャッター等を設けること。		(削除)
41	16	2	1	1	(5)				(5) 動線計画	(5) 動線計画・セキュリティ計画		
42	16	2	1	1	(5)				動線計画・セキュリティ計画	ii) 歩行者の出入り口は正門とし、児童と施設利用者との動線とが錯綜しないよう計画すること。	ii) 正門を、歩行者及び自転車の出入り口とすること。ただし、学校行事やイベント等における大型バス等の出入りを想定し、正門からも車両が出入りできるように計画すること(平時は閉鎖)。	
43	16	2	1	1	(5)				動線計画・セキュリティ計画		iii) 正門では、児童が出入りする部分と地域利用者が出入りする部分とを区分し、児童と地域利用者の動線が錯綜することのないよう、それぞれのアプローチの間にフェンス(H=1,500mm程度)を設けること。なお、小学校の教職員及び来賓の玄関は、小学校のセキュリティライン(フェンス)外とし、駐車場側からアプローチする計画とすること。	(追加)
44	16	2	1	1	(5)				動線計画・セキュリティ計画	i) 車両出入り口は、西側接道部(県道名古屋碧南線)を入口、南側接道部(市道学校南線)を出口とし、敷地東側を敷地内通路として整備すること。	iv) 西側接道部(県道名古屋碧南線)の北門を、車両出入り口とすること。	
45	16	2	1	1	(5)				動線計画・セキュリティ計画		v) 駐車場から小学校屋外運動場への立入ができないよう、フェンスや建物等によりセキュリティラインを形成すること。また、敷地外周部全周に植栽帯(低木)及びフェンスによるセキュリティラインを施すこと。なお、敷地外周部にある既存フェンスは、劣化が激しいものを除き存置としてよい。また、フェンスを更新・新設する場合、その高さは既存フェンス程度とする。	(追加)
46	16	2	1	1	(5)				動線計画・セキュリティ計画		vi) 物資搬入・搬出用車両の通行・駐車は、可能な限り建物に接近できるようにすること。	(追加)
47	16	2	1	1	(6)				ユニバーサルデザイン	本施設の関係者(児童・職員、利用者等)が施設(外構・敷地)へのすべてのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用できることはもとより、児童から高齢者・障がい者等を含むすべての施設利用者にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること(ハートビル新法及び県条例等の認定は不要)。外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとする。	本施設の利用者等が施設(外構・敷地)へのすべてのアプローチを含む。)を不自由なく安心して利用できることはもとより、児童から高齢者・障がい者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること(ハートビル新法及び県条例等の認定は不要)。外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとする。	
48	17	2	1	2	(1)				地域性・景観性	地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、地域の求心的な存在として親しまれる景観を創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性及び文化性を重視すること。特に、「高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例」に基づき、校舎棟等に、瓦など地域の地産品の採用を積極的に図ること(瓦を使用する場合は、愛知県陶器瓦組合と協議すること)。地域環境への対応としては、閑静な住宅街に近接する公共施設であることを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らし、窓ガラスにフィルムを貼る等、本施設から周辺住宅への視線がさえぎられるよう配慮すること。また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。	地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、地域の求心的な存在として親しまれる景観を創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性及び文化性を重視すること。特に、「高浜市みんなで三州瓦をひろめよう条例」に基づき、校舎棟等に、瓦など地域の地産品の採用を積極的に図ること(瓦を使用する場合は、愛知県陶器瓦工業組合と協議すること)。地域環境への対応としては、閑静な住宅街に近接する公共施設であることを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らし、窓ガラスにフィルムを貼る等、本施設から周辺住宅への視線がさえぎられるよう配慮すること。また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。	
49	18	2	1	3					構造計画の考え方	本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2015年版建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省住宅局建築指導課他編集)」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年)」等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。	本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2015年版建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省住宅局建築指導課他編集)」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成25年)」等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。なお、小学校校舎は鉄筋コンクリート造を基本とすること。	
50	18	2	1	4					設備計画の考え方	設備計画は、「建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成25年度版)」、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の計画を行うこと。また、メインアリーナのホールの計画にあたっては、「劇場等演出空間電気設備指針(社)電気設備学会・(社)劇場演出空間技術協会」に準拠すること。なお、「資料10 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。	設備計画は、「建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成25年度版)」、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の計画を行うこと。また、メインアリーナのホールの計画にあたっては、「劇場等演出空間電気設備指針(社)電気設備学会・(社)劇場演出空間技術協会」を参考にすること。なお、「資料10 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
51	19	2	1	4	(1)	①		vi)	照明・電灯コンセント設備	各室において、照明の一括管理ができるようにすること。また、教職員玄関においても電源の一括管理ができることが望ましい。	各室において、照明の一括管理ができるようにすること。また、職員室や事務管理室等においても電源の一括管理ができることが望ましい。	
52	19	2	1	4	(1)	②		iv)	情報通信設備	本市の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと(将来的なOA拡充にも対応可能なよう整備すること。)	本市の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと(将来的なOA拡充にも対応可能なよう整備すること。)	なお、小学校職員室では高浜市の校務支援システム、児童センター事務室では高浜市庁内LAN(Oniネット)への接続を想定している。
53	19	2	1	4	(1)	②			情報通信設備	v) 一般の通信ネットワークへ接続可能な配管配線工事を行うこと。		(削除)
54	19	2	1	4	(1)	③		i)	誘導支援設備	外部からの出入口等にカメラ付インターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。	学校の来客玄関にカメラ付インターホン等を設置し、職員室にて確認できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。	
55	19	2	1	4	(1)	③		ii)	誘導支援設備	エレベーター、多目的トイレに押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、職員室や事務管理室等に表示盤を設置すること。	エレベーター、多目的トイレ等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、職員室や事務管理室等に表示盤を設置すること。	
56	20	2	1	4	(1)	④		i)	電話・施設内放送・テレビ受信	電話(小学校においては5回線以上)、施設内放送及びテレビ放送受信設備(CATV放送受信設備を含む)の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。	電話(小学校校舎に5回線、児童センター事務室に1回線、地域交流施設事務管理室に1回線、IT工房に1回線、ものづくり工房に1回線)、施設内放送及びテレビ放送受信設備(CATV放送受信設備を含む)の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。	
57	20	2	1	4	(1)	④		iii)	電話・施設内放送・テレビ受信	放送設備は、小学校職員室及び放送室から校舎内及び屋外運動場に放送可能な設備を整備すること。なお、運動会時には、小学校職員室前(屋外運動場側)から放送可能な設備を整備すること。	小学校の施設内放送設備は、小学校職員室及び放送室から校舎内、メインアリーナ及び屋外運動場に放送可能な設備とすること。なお、運動会時には、小学校職員室前(屋外運動場側)から放送可能な設備を整備すること。	
58	20	2	1	4	(1)	④			電話・施設内放送・テレビ受信		iv) 地域交流施設の施設内放送設備は、事務管理室から地域交流施設内及びメインアリーナに放送可能な設備とすること。	(追加)
59	20	2	1	4	(1)	⑤				⑤ 受変電設備	⑤ 受変電設備・自家発電設備	
60	20	2	1	4	(1)	⑤		i)	受変電設備・自家発電設備	受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。	受変電設備及び自家発電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。	
61	20	2	1	4	(1)	⑤		ii)	受変電設備・自家発電設備	職員室や事務管理室等には使用電力量(一般照明、空調設備等)による使用電力を含む。)を簡易に確認できるよう、子メーター等を設置すること。	職員室や事務管理室等には、各施設の使用電力量(一般照明、空調設備等)による使用電力を含む。)を簡易に確認できるよう、子メーター等を設置すること。	
62	20	2	1	4	(1)	⑤			受変電設備・自家発電設備		iv) 非常用自家発電設備は100KW、72時間対応とし、災害時にメインアリーナ、サブアリーナ、エントランスホール、事務管理室の電源の確保及び照明設備の点灯が可能となるよう計画すること。また、本市と協議の上、公民館、児童センターの電源の確保及び照明設備の点灯についても可能な限り対応すること。	(追加)
63	20	2	1	4	(1)	⑥		i)	警備・防災設備	警備システムは、機械警備を基本とし、本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要箇所に設置し、監視モニター(長時間録画機能付)による一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備すること。なお、機械警備システムは、学校教育ゾーンと非学校教育ゾーンを考慮して計画すること。	警備システムは、機械警備を基本とし、本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要箇所に設置し、監視モニター(長時間録画機能付)による一元管理を行う等、一体的に管理できるように整備すること。なお、機械警備システムは、小学校(学校・地域共有ゾーンとその他のゾーン)、児童センター、地域交流施設それぞれの管理区分を考慮して計画すること。	
64	21	2	1	4	(1)	⑥		ii)	警備・防災設備	緊急事態時において、各諸室から教職員室や事務管理室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報施設から、自動的に全複合施設に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。	緊急事態時において、各諸室から職員室や事務管理室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報施設から、自動的に全複合施設に緊急放送が流れる設備(非常用放送設備)を整備すること。	
65	21	2	1	4	(1)	⑥		iii)	警備・防災設備	防災設備は、防災用備蓄倉庫、防災用無線、防災用井戸、避難所仮設トイレ用汚水樹、及び地域防災倉庫を設け、地域の防災拠点として計画すること。	防災設備は、既存の防災用資機材倉庫(本事業の中でメインアリーナに隣接する位置に移設すること)、避難所仮設トイレ用汚水樹に加え、本事業において防災備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設け、地域の防災拠点として計画すること。また、災害時に避難所仮設トイレ用汚水樹が適切に機能するよう、計画する建物の配置に留意すること。	
66	21	2	1	4	(1)	⑥		iv)	警備・防災設備	大規模地震発生時、メインアリーナエントランス付近で特設公衆電話(災害時有線電話)を使用できるように、配管等の設備を設置する。設置にあたっては、関係機関と協議すること。	大規模地震発生時、エントランスホール付近で特設公衆電話(災害時有線電話)を使用できるように、配管配線工事を適切に行うこと。	
67	21	2	1	4	(1)	⑥			警備・防災設備	v) 敷地外周部全周に植栽帯(低木)、フェンス等のセキュリティラインを施すこと。		(削除)
68	21	2	1	4	(1)	⑥			警備・防災設備		v) エントランスホール内に公衆電話(1回線)を設置できるよう、スペースの確保及び配管配線工事を適切に行うこと。	(追加)

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
69	23	2	1	5	(3)	②		i)	上水道	給水管との接続計画は、小学校、児童センター、地域交流施設で別々に管理(契約)できるようにすること。なお、工事にあたっては、本市の上下水道グループと協議を行うこと。なお、受水槽には西側φ250(給水管φ100耐震済)を接続すること。	給水管との接続計画は、小学校、児童センター、地域交流施設で別々に管理(契約)できるようにすること。なお、工事にあたっては、本市の上下水道グループと協議を行うこと。	
70	23	2	1	5	(3)	②			上水道		ii) 敷地北側、西側、南側のいずれの接続も可能であるが、敷地西側の給水管(φ100)は耐震化済である点を考慮した計画とすること。	(追加)
71	23	2	1	5	(3)	③			下水道	ii) ディスポーザを設置する場合は、「高浜市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」等の基準に従うこと。		(削除)
72	23	2	1	5	(3)	③			下水道		ii) 原則、敷地北側φ150を使用すること。ただし、他の場所での接続を希望する場合は、本市の上下水道グループとの協議の上、承認工事にて実施することは可能である。	(追加)
73	23	2	1	6	(1)				防災安全計画の考え方	(1) 安全性の確保	(1) 災害時等の施設安全性の確保	
74	23	2	1	6	(1)				災害時等の施設安全性の確保	地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。特に、吹抜け等の落下の危険が予想される箇所については、安全柵やネット等を設けて、十分な安全性を確保すること。ガラス面は、窓の落下防止、強化ガラスや飛散防止フィルムを採用する等により安全性を確保すること。メインアリーナ及びサブアリーナは、災害発生時における地域の拠点となる避難所としての利用を前提として計画し、災害の際に情報発信所や一定期間滞在することが可能な避難所として利用できるよう、トイレ・シャワー・更衣室等を設置する等の工夫をすること。	地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。特にメインアリーナ及びサブアリーナは、災害発生時における地域の拠点となる避難所であることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すとともに、避難者が一定期間滞在することを想定し、トイレ・シャワー・更衣室等を適切に配置すること。	
75	24	2	1	6					防災安全計画の考え方		(2) 平時の施設安全性の確保	(追加)
76	24	2	1	6	(2)				平時の施設安全性の確保		児童の利用に際し、吹抜けや窓ガラス等からの落下の危険性が予想される箇所には、安全柵(落下防止策等)やネット等を設けて、安全性を確保すること。ガラス窓のある開口部、特に、1階部分や屋外運動場に面するガラス窓については、防犯対策や少年野球等の利用に配慮し、強化ガラスを採用する等、ガラスの衝突安全性を確保すること。また、屋内の扉等についても、飛散防止フィルムを貼る等により、ガラスが割れにくくするとともに、割れた際の安全性に十分配慮すること。	(追加)
77	24	2	1	6	(3)				保安警備の充実	日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理に留意した計画とし、施錠装置は全諸室に設けること(玄関及び昇降口等は電気錠設置)。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。	日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理に留意した計画とし、施錠装置は全諸室に設けること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。	
78	25	2	2	1	(1)	①		i)	共通	普通教室、特別支援教室及び特別活動室は南向きに配置すること。	普通教室、特別支援教室及び特別活動室は南向きに配置し、1階に配置する場合は掃出し窓を設置すること。	
79	36					⑥			特別教室(共通)		iv) 1階に配置する場合は掃出し窓を設置すること。	(追加)
80	27	2	2	1		⑦	イ		図書館		i) 図書室は、1階に配置すること。	(追加)
81	28	2	2	1		⑧	イ	iii)	音楽室	音楽準備室は、「資料8 什器・備品等リスト(参考仕様)」「資料10 什器・備品等リスト(指定)」及び「資料12 移設対象什器・備品等リスト」に示す楽器等を十分余裕をもって収納できるよう計画すること。なお、楽器に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。	音楽準備室は、「資料12 移設対象什器・備品等リスト」に示す楽器等を十分余裕をもって収納できるよう計画すること。なお、楽器に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。	
82	29	2	2	1		⑨	イ		職員室等	iii) ミーティングルーム小(4畳半の和室)を職員室エリアに設けること。		(削除)
83	29	2	2	1		⑨	エ		保健室	ii) 保健室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。また、急な怪我人や病人がでたときに対応できるよう、1階に配置することが望ましく、屋外運動場等から直接出入りができ、救急車の搬送など緊急対応ができるようその配置及び動線に配慮すること。	i) 保健室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。また、急な怪我人や病人がでたときに対応できるよう、1階に配置すること。屋外運動場等から直接出入りができ、救急車の搬送など緊急対応ができるようその配置及び動線に配慮すること。	
84	29	2	2	1		⑨	オ	i)	放送室	放送室は、児童会室に隣接する配置とすること。	放送室は、児童会室に隣接して配置すること。	
85	30	2	2	1		⑩	ア	v)	給食室	床はドライ方式とし、床材はすべりにくい材質とすること。	床は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とし、調理室(厨房)内はドライ仕様を原則とすること。	

No	頁	章	節	1	(1)	1	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
86	31	2	2	1			⑩	ア		給食室		v) 天井、内壁、扉は、耐水性材料を用い、すきまがなく、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。調理室内は、床面から上部1.0mまでの内壁に不透水性材料を用いること。	(追加)
87	31	2	2	1			⑩	ア		給食室		vii) 高架の取り付け設備(パイプライン、配管、照明器具等)、窓のつばり等、塵埃のたまる箇所は可能な限り排除すること。	(追加)
88	31	2	2	1			⑩	ア		給食室	v) 食材の搬入口は、搬入室を設け、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮するとともに、搬入ヤードには、十分な大きさの屋根(3m程度の庇等)を設け、搬入の際に雨等の吹き込み等を防ぐことができるよう工夫すること。また、プラットフォームを設け、トラック等での搬出入が容易なようにすること。	viii) 食材の搬入口には搬入室(荷受室)を設け、扉やシャッター等を設置し、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮すること。搬入ヤードには、十分な大きさの屋根(3m程度の庇等)を設け、搬入の際に正面及び左右からの雨の吹き込み等を防ぐことができるよう工夫すること。また、プラットフォームを設け、トラック等での搬出入が容易なようにすること。	
89	31	2	2	1			⑩	ア		給食室		ix) 開放できる窓への防虫網の取り付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取り付け、エアーカーテン又はスリットカーテンの設置及び排水トラップの設置等を行い、鳥類及び鼠類昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造とすること。	(追加)
90	31	2	2	1			⑩	ア		給食室		x) 調理室等の作業区域内の扉は、手を使用せずに開閉できる自動扉とすること。	(追加)
91	31	2	2	1			⑩	ア		給食室		xii) 洗濯機、乾燥機を1台(10kg以上)、設置すること。	(追加)
92	31	2	2	1			⑩	ア		給食室		ix) 残渣の保管場所を調理室外(屋外)の適切な場所に設け、専用の容器を備えること。設置に当たっては、給食室での提供食数に対応し、本市の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする(残渣は毎日回収)。	(追加)
93	31	2	2	1			⑪	ア		玄関・昇降口		i) 来客用玄関と児童用の玄関(昇降口)は別に配置するなど、来校者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。	(追加)
94	31	2	2	1			⑪	ア		玄関・昇降口	iii) すべての利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履きかえるものとし、玄関および昇降口に、下足入れ及び傘立てを設置すること。	ii) すべての学校利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履きかえるものとし、玄関および昇降口に、下足入れ及び傘立てを設置すること。なお、来客用玄関と昇降口は、いずれも1階に配置することが望ましい。	
95	31	2	2	1			⑪	ア		玄関・昇降口	i) 児童用の玄関(昇降口)は、雨具、外履きの保管(ズック・長靴)、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に配置すること。	iii) 昇降口は、全校児童が円滑に出入りできるよう、正門や校舎・屋外運動場との動線に配慮した配置とすること。また、雨具、外履きの保管(ズック・長靴)、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。	
96	32	2	2	1			⑪	ア		玄関・昇降口	ii) 学校の顔として登下校が楽しくなるような演出が期待される。また、児童数の将来的な増加にも対応できるように計画すること。	iv) 昇降口は、学校の顔として登下校が楽しくなるような演出が期待される。また、児童数の将来的な増加にも対応できるように計画すること。	
97	33	2	2	1			⑪	エ	i)	エレベーター	エレベーターは給食配膳用を前提とし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。改正:平成26年6月13日法律第69号)」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。なお、一般利用も可とする。	エレベーターは給食配膳用を前提とし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。改正:平成26年6月13日法律第69号)」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。なお、学校利用者による給食配膳以外での利用も可とする。	
98	33	2	2	1	(2)					屋内運動場(メインアリーナ)		① 共通	(追加)
99	33	2	2	1	(2)		①		i)	共通	メインアリーナは、学校の体育活動と音楽会・講演会等を行うホールとしての利用に対応可能な計画(天井及び壁面に吸音材を設けるとともに、衝突安全性・耐久性を備える等)とすること。なお、観覧用スペースや屋内運動場用具等が収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針((財)日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会 編)」を参照すること。	メインアリーナは、学校体育等のスポーツ活動と、音楽会・講演会等を行うホールとしての利用に対応可能な計画(天井及び壁面に吸音材を設けるとともに、衝突安全性・耐久性を備える等)とすること。なお、屋内運動場用具等が収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針((財)日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会 編)」を参照すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	1	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
100	33	2	2	1	(2)	①			ii)	共通	児童及び教職員が小学校校舎からメインアリーナに円滑な移動ができるように連絡通路を設けること。	児童及び教職員が小学校校舎からメインアリーナに円滑な移動ができるように連絡通路を設けること。なお、連絡通路は、小学校校舎とメインアリーナとが1階及び2階で行き来できるよう計画すること。	
101	33	2	2	1	(2)	①			iii)	共通	児童及び教職員以外の利用者は、地域交流施設のエントランスホールからメインアリーナに出入りすることとし、利用者が円滑に出入りできるよう、玄関を適切に配置すること。なお、児童及び教職員以外の利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履きかえるものとし、玄関は、下足入れ(300足以上)及び傘立てが設置可能で、かつ、学校行事や各種イベント等での利用に支障がないよう、その規模や形状等を計画すること。また、玄関にはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。	地域利用者は、地域交流施設のエントランスホールからメインアリーナに出入りすることとし、地域利用者が円滑に出入りできるよう、玄関を適切に配置すること。なお、地域利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履きかえるものとし、玄関は、下足入れ(300足以上)及び傘立てが設置可能で、かつ、学校行事や各種イベント等での利用に支障がないよう、その規模や形状等を計画すること。また、玄関にはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。	
102	33	2	2	1	(2)	①				共通	vi)パイプ椅子(約700人分)と電動式(セミオート)のロールバックチェア(約300人分)により、計約1,000人収容可能となるよう整備すること。また、スポーツ大会での利用を考慮し、2階に3列程度の階段式観客席を設置すること。	iv)パイプ椅子(700脚)の収納スペースをステージ下に設けるとともに、電動式のロールバックチェア(約300席分)を設置すること。なお、ロールバックチェアは壁面に収納できる形式とし、収納時の安全性や美観等に配慮し化粧板等を設置すること。また、自動操縦により前後への移動が可能なものとする。	
103	33	2	2	1	(2)	①				共通	xv) 器具庫は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とすること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画するとともに、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。	vi) 器具庫は、用具の用途や種類別に整理が可能な構造とすること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。また、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。	
104	33	2	2	1	(2)	①				共通	xvi) 更衣室及びトイレは、男女別に設け、施設規模に応じて適切に計画すること。また、学校行事、スポーツイベント等を考慮した配置とすること。	vii) 更衣室及びトイレは、男女別に設け、施設規模に応じて適切に計画すること。また、学校行事、イベント等を考慮した配置とすること。	
105	34	2	2	1	(2)	①				共通	xviii) 災害発生時における、避難所としての利用を行うことを想定し、防災資機材倉庫及び非常用自家発電機(100kw、72時間対応)を設置すること。防災資機材倉庫は、災害時の避難所として必要な食糧、備品、資機材を保管する十分なスペースを確保すること。	ix) 災害発生時における、避難所としての利用を行うことを想定し、防災備置倉庫及び非常用自家発電機(100kw、72時間対応)を設置すること。防災備置倉庫は、災害時の避難所として必要な食糧、備品、資機材を保管する十分なスペースを確保すること。	
106	34	2	2	1	(2)	①				共通	xx) メインアリーナの照明は、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。	x) メインアリーナの照明は、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。また、暗転できるように設えること。	
107	34	2	2	1	(2)	①				共通	xxi) 競技に適した採光・通風・換気に配慮すること。	xi) アリーナ面においても中間部に十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。	
108	34	2	2	1	(2)					屋内運動場(メインアリーナ)		② 学校体育等のスポーツ活動関連	(追加)
109	34	2	2	1	(2)	②			i)	学校体育等のスポーツ活動関連	メインアリーナの規模は、バスケットボールコート(28m×15m+周辺スペース程度)2面が確保できるよう計画すること。	メインアリーナの規模は、ミニバスケットボールコート2面が確保できるよう計画すること(アリーナ面積850㎡以上)。	
110	34	2	2	1	(2)	②				学校体育等のスポーツ活動関連	vii) コートは、バスケットボール(センターコート(28m×15m)用については電動式バスケットリング設置)、バレーボール(センターコートあり、3面)、バドミントンができる器具等(床面のライン含む)を整備し、肋木、姿見(収納扉付)を設置すること。なお、壁や柱、建具、器具(スピーカーや消火器等)等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。	iii) コートは、バスケットボール(ミニバスケットボールコート2面、センターコート(28m×15m)1面:電動式バスケットリング設置)、バレーボール(センターコート含め3面)、バドミントン(4面)ができる器具等(床面のライン含む)を整備し、姿見(収納扉付)を設置すること。	
111	34	2	2	1	(2)	②				学校体育等のスポーツ活動関連		iv) ステージとアリーナの間に開閉式の防球ネットを設置すること。また、中央に開閉式の防球ネットを設置し、2分割して利用できるようにすること。	(追加)
112	34	2	2	1	(2)	②				学校体育等のスポーツ活動関連		v) 壁や柱、建具、器具(スピーカーや消火器等)等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。	(追加)
113	34	2	2	1	(2)					屋内運動場(メインアリーナ)		③ 音楽会・講演会等のホール関連	(追加)
114	35	2	2	1	(2)	③				音楽会・講演会等のホール関連	ix) メインアリーナの音響は、前面壁埋込型スピーカー2台と可動式スピーカー4台(スタンド式)、マイクロホン6本、ワイヤレスマイクロホン3本、音声増幅装置(マイク2本付き)、移動用アンプ(マイク1本付き)を設け、舞台袖や調整室で操作することを前提とする(運営モニター用ディスプレイ要)。	ii) メインアリーナの音響は、前面壁埋込型スピーカー2台と可動式スピーカー4台(スタンド式)、マイクロホン6本、ワイヤレスマイクロホン3本、移動用アンプ(マイク1本付き)、調整卓を設け、舞台袖や調整室で操作することを前提とする(運営モニター用ディスプレイ要)。また、外部からの音響調整卓等の持ち込みに対応できるものとする。	
115	35	2	2	1	(2)	③				音楽会・講演会等のホール関連	x) メインアリーナの舞台装置は、電動昇降式スクリーン(ステージ幅程度)、美術バタン(電動昇降式)2列の他、緞帳、袖幕、バック簾、暗幕(メインアリーナ全体)を設け、舞台袖に演台やピアノの収納スペースを確保すること。また、控室からステージやアリーナの状況が分かる運営モニター設備(カメラ、ディスプレイ)や内線電話等を設けること。	iii) メインアリーナの舞台装置は、電動昇降式スクリーン(ステージ幅程度)、美術バタン(電動昇降式)2列の他、緞帳、袖幕、バック簾、暗幕(メインアリーナ全体)を設け、舞台袖に演台やピアノの収納スペースを確保すること。また、控室からステージやアリーナの状況が分かる運営モニター設備(カメラ、ディスプレイ)や内線電話等を設けること。	

No	頁	章	節	1	(1)	1	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考	
116	35	2	2	1	(2)		③			音楽会・講演会等のホール関連	xii)メインアリーナに床埋込型コンセント(プロジェクター用)とステージに仮設電源盤及びフロアコンセントを設けること(ローラバックチェア上部に設置する可動式プロジェクターへの接続を想定)。	iv)メインアリーナに床埋込型コンセント(プロジェクター用)とステージに仮設電源盤及びフロアコンセントを設けること。		
117	35	2	2	1	(2)		③			音楽会・講演会等のホール関連	xiii)ステージの奥行きは9.0mとし、面脇の舞台袖には演奏やピアノが保管できるスペースを確保すること。	v)ステージの奥行きは9.0mとし、可動式音響反射板(本市が持ち込むことを想定)の配置を想定した計画とすること。また、アリーナからステージへ昇降する階段(常設とし、左右から昇降できる形式のもの)を設置すること。		
118	35	2	2	1	(2)		③			音楽会・講演会等のホール関連		vi)ステージ面脇の舞台袖は、上記反射板の他、雑壇(市側で別途用意)、演台(講演台、花台、司会者台)、ピアノを安全に保管できるスペースを確保すること。	(追加)	
119	35	2	2	1	(2)		③			音楽会・講演会等のホール関連	xiii)ステージ脇には楽屋としての機能を持たせた控室を2室設けること。また、外部からの搬入口を設け、客席を通らず、ステージや舞台袖、控室に直接アクセスできるよう配置や動線を計画すること。	vii)ステージ脇には楽屋としての機能を持たせた控室(2室)、給湯室、トイレ(1ブース)を設けること。また、エントランスホールから客席を通らず控室等に直接アクセスできる通路(外廊下)を計画すること。		
120	35	2	2	1	(2)		③			音楽会・講演会等のホール関連		viii)メインアリーナのバックヤードとして、外部からの搬入搬出口を設けること。搬入搬出口には搬出の際に雨等がかからないよう十分な大きさの屋根を設け、トラック等の搬入が容易なようプラットフォームを設けること。また、搬入搬出口から客席を通らず、ステージや面舞台袖、控室に直接アクセスできるよう、バックヤードの配置や動線を計画すること。	(追加)	
121	35	2	2	1	(2)		③			音楽会・講演会等のホール関連	xix)メインアリーナステージを撮影するカメラを設けるとともに、ステージ袖、控室、事務管理室、メインアリーナ入口付近にモニターを設置すること。	ix)メインアリーナ及びステージを撮影するカメラを設けること。カメラは3CCDカメラとし、パン・チルト・フォーカス等のコントロールを遠隔で行うことが可能なものとする。また、音声モニターシステムを計画すること。		
122	35	2	2	1	(2)		③			音楽会・講演会等のホール関連		x)ステージ袖、控室、調整・調光室、エントランスホールにモニターを設置し、メインアリーナやステージの映像や音声を確認できるようにすること。また、モニター設置箇所のいずれかにおいて、記録用録画を行える録画機器を設けること。	(追加)	
123	35	2	2	1	(3)			i)	i)	屋外運動場	i)屋外運動場は、児童が伸び伸びと体を動かせ、スポーツのできる十分な広さの運動場とし、1周170m以上のトラックと、100メートル直走路が可能な面積を確保し、かつ少年野球、ソフトボール、サッカーができる十分な広さを確保すること。なお、サッカーゴールについては既存のものを移設し、野球用バックネットは移動式のもの新設すること。			
124	35	2	2	1	(3)			ii)	ii)	屋外運動場	屋外運動場の排水は、暗渠排水とし、目詰まりしにくく排水性のよいものとし、車両の乗り入れも想定し、耐圧性のすぐれたものとする。	屋外運動場の土は、排水性を考慮した上で風に飛ばされにくい土質のものを使用し、車両の乗り入れも想定し、耐圧性のすぐれたものとする。必要であれば、周辺地域への飛散防止策を講じること。表土については、水はけがよく、砂の流失や硬化の起こりにくいもの、また、礫の混合がなく雑草の生えにくい性質のものとする。		
125	36	2	2	1	(3)					屋外運動場		iii)屋外運動場の排水は、グラウンド外周部に排水溝を設置し、適切に処理すること。	(追加)	
126	36	2	2	1	(3)			iv)	iv)	屋外運動場	防球ネットは、屋外運動場西面の防球ネットと同じ高さ(約7m)で、屋外運動場北面、南面及び東面に設けること。また、既存の防球ネット(西側)と栽培園は存置すること。なお、屋外運動場北面(校舎側)については、1階部分は移動式ネットを設置すること。	防球ネットは、屋外運動場西面の防球ネットと同じ高さ(約7m)で、屋外運動場北面、南面及び東面に設けること。また、既存の防球ネット(西側)と学校農園、防火水槽は存置すること。なお、屋外運動場北面(校舎側)については、1階部分は移動式ネットを設置すること。		
127	36	2	2	1	(3)					屋外運動場	v)油庫及び農具庫を設置すること。	vi)農具、園芸用具、油等の危険物、事務員用具等の保管庫を、学校農園から近接した位置に設置すること。ただし、既存の学校農園内への設置はできないものとする。		
128	36	2	2	1	(3)					屋外運動場	vi)災害時等において大型車両が容易に進入できるようにすること。	vii)イベント開催時や災害時等において大型車両(大型バスやはしご車等の大型緊急車両等)が正門から屋外運動場に容易に進入できるように計画すること。		
129	36	2	2	1	(3)					屋外運動場		x)グラウンド南面及び東面については、既存の樹木や植栽を極力存置するよう配慮すること。	(追加)	
130	36	2	2	1	(3)					屋外運動場	ix)花壇等、緑化の推進に配慮する。	x)花壇等、緑化の推進に配慮すること。		
131	36	2	2	1	(3)					屋外運動場	x)屋外運動場のセキュリティ対策として、外部から屋外運動場に容易に立ち入ることができないよう、フェンスや門扉で囲うなど考慮すること。	xii)屋外運動場のセキュリティ対策及び交通安全対策として、外部から屋外運動場に容易に立ち入ることができないよう、フェンスや門扉で囲うなど考慮すること。		
132	36	2	2	1	(4)			ii)	ii)	遊具スペース	遊具は、中低高の3連のステンレス製鉄棒(高鉄棒下には砂場設置)、幅1.8m程度のステンレス製山型雲梯、滑り台位ステンレス製ジャングルジム、1人乗り4基程度のステンレス製ブランコを、安全性に配慮して設置すること。	遊具は、中低高の3連のステンレス製鉄棒(高鉄棒下には砂場設置)、幅1.8m程度のステンレス製山型雲梯、滑り台、ステンレス製ジャングルジム、1人乗り4基程度のステンレス製ブランコ、のぼり棒を、安全性に配慮して設置すること。		
133	37	2	2	2	(1)					共通	vi)児童センター内は土足禁止とし、玄関に下足入れを設置すること。	iv)児童センター内は土足禁止とし、外履きから内履きに履きかえる玄関を設け、玄関に下足入れを設置すること。		
134	37	2	2	2	(1)			vi)	vi)	共通		児童センター内部に、児童センター玄関からつながる交流スペースを設けること。交流スペースは、単独(玄関、廊下は除く)で64㎡以上確保すること。	(追加)	
135	37	2	2	2	(1)					共通		vii)児童センター内の各諸室は、交流スペースからアクセスするよう計画すること。特に集会室、多目的室、児童クラブ室は、交流スペースとの一体的な利用ができるよう、可能な限り、可動式間仕切りや引き戸を用いる等、交流スペースに対しオープン形式で計画すること。	(追加)	
136	37	2	2	2	(2)		①	i)	i)	集会室	集会室は、55㎡以上を確保するよう整備すること。	集会室は、50㎡以上を確保するよう整備すること。		



No	頁	章	節	1	(1)	1	1	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
137	37	2	2	2	(2)			①	ii)	集会室	地域住民の利用や放課後居場所事業に参加する子どもたちの遊びのスペースとしての利用を想定すること。また、アップライトのピアノの演奏を行うことを前提に計画すること(音楽室ほどの遮音性は求めない)。	地域住民の利用や放課後居場所事業に参加する子どもたちの遊びのスペースとしての利用を想定すること。	
138	37	2	2	2	(2)			①		集会室	iii) 児童約50人分の壁面ロッカー(ランドセルと道具入れが入る程度の十分な大きさを確保)を設けること。		(削除)
139	37	2	2	2	(2)			①	iii)	集会室	集会室は、多目的室と児童クラブ室の間に隣接して設け、3室を一体的に利用できるよう、可動間仕切り壁を設けること。なお、これらの可動間仕切り壁は、収納時に多目的室側の壁面もしくは倉庫等に収納できる設えとすること。	集会室は、多目的室と児童クラブ室の間に隣接して設け、3室を一体的に利用できるよう、可動間仕切り壁(掲示が可能なもの)を設けること。なお、これらの可動間仕切り壁は、倉庫に収納できる設えとすること。	
140	38	2	2	2	(2)			③	i)	図書室	図書室は、50㎡以上を確保するよう整備すること。	図書室は、30㎡以上を確保するよう整備すること。	
141	38	2	2	2	(2)			④	i)	事務室等	事務室は、30㎡程度の執務スペース、男女更衣室(男性3人分、女性5人分程度)、洗濯コーナー、湯沸コーナー(ミニキッチン、吊り戸棚、冷蔵庫置き場、食器棚等)、静養コーナー、倉庫を設けること。	事務室は、30㎡程度の執務スペース、男女更衣室(男性3人分、女性5人分程度)、洗濯コーナー、湯沸コーナー(ミニキッチン、吊り戸棚、冷蔵庫置き場、食器棚等)、倉庫を設けること。	
142	38	2	2	2	(2)			④	ii)	事務室等	事務室は玄関に隣接して設け、各諸室全体を見渡せるような配置にすることが望ましい。	事務室は玄関に隣接して設け、各諸室全体を見渡せるような配置にすること。	
143	38	2	2	2	(2)			④		事務室等	vi) 静養コーナーには簡易ベッド1台及びカーテンを設置し、児童の静養できるように配慮すること。		(削除)
144	38	2	2	2	(2)			④		事務室等	vii) 湯沸コーナーには、約40人分の調理が可能な設備を備えること。		(削除)
145	38	2	2	2	(2)			⑤	i)	多目的室	多目的室は、90㎡以上を確保するよう整備すること。	多目的室は、50㎡以上を確保するよう整備すること。	
146	38	2	2	2	(2)					児童センター	⑦ 授乳室	⑦ 静養室	
147	39	2	2	2	(2)			⑦	i)	静養室	授乳室は、8㎡以上を確保すること。	静養室は、8㎡以上を確保すること。	
148	39	2	2	2	(2)			⑦	ii)	静養室		折り畳み式の簡易ベッド1台を設置し、児童の静養できるように配慮すること。	(追加)
149	39	2	2	2	(2)			⑦		静養室	ii) ミルクを作れるよう湯沸し機能を設けること。		(削除)
150	39	2	2	2	(2)			⑦		静養室		iii) 事務室に隣接した配置とし、交流スペース及び事務室の双方から直接入室できるよう計画すること。	(追加)
151	39	2	2	2	(2)			⑦		静養室		iv) 静養室は、授乳室及びおむつ替えスペースとしての機能を兼ね備えたものとして計画すること(授乳用チェア2台、おむつ交換台1台を設置)。	(追加)
152	39	2	2	2	(2)			⑧	i)	トイレ・手洗場	トイレは、男女別に設け、女性用トイレブースについては3ブース以上とすること。なお、親子用トイレとして、幼児用の補高便座を備えたブースを設け、おむつ替えのできるスペースも設けること。	トイレは、男女別に設け、女性用トイレブースについては3ブース以上とし、幼児用の補高便座を備えたブースを最低1箇所設けること。	
153	39	2	2	2	(2)			⑨		その他	i) 児童センター内部に、児童センター玄関からつながる交流スペースを設けること。なお、交流スペース単独(玄関・廊下は除く)で64㎡以上確保すること。		(削除)
154	39	2	2	2	(2)			⑨	i)	その他	ii) 卓球台、大型ブロック、幼児用巧技台、幼児乗車用車等の遊具が収納できる規模の倉庫を遊戯室に隣接して整備すること。	i) 児童センター内に設置する倉庫は、机、椅子等の什器備品や可動式間仕切りが収納できるよう配置・規模を計画すること。また、卓球台、大型ブロック、幼児用巧技台、幼児乗車用車等の遊具が収納できる規模の倉庫を遊戯室に隣接して整備すること。なお、これらの倉庫は一体で整備する必要はない。	
155	39	2	2	2	(2)			⑨	ii)	その他	児童センターの玄関外付近に、足洗い場を設けること。	児童センターを利用する児童の動線を踏まえ、児童センター屋外の適切な位置に足洗い場を設けること。	
156	39	2	2	3	(1)			①		共通	i) サブアリーナは、メインアリーナと一体的な利用が可能となるような配置と構造となるよう計画すること。		(削除)
157	39	2	2	3	(1)			①		共通		ii) サブアリーナには、エントランスホールから出入りすること。玄関を配置し、玄関部分で外履きから内履きに履きかえるものとし、玄関に下足入れ(50程度)及び傘立てが設置可能なスペースを設けること。	(追加)
158	40	2	2	3	(1)			②	i)	アリーナ	アリーナの規模は、フットサルコート(40m×20m+周辺スペース程度)1面が確保できるよう計画すること。	アリーナの規模は、フットサルコート(29m×18m+周辺スペース1.5m程度以上)1面が確保できるよう計画すること(アリーナ面積670㎡以上)。	
159	40	2	2	3	(1)			②	iii)	アリーナ	コートは、フットサルコート、バドミントン(4面)ができる器具等(床面のライン含む)を整備し、肋木、姿見(収納扉付)を設置すること。なお、壁や柱、建具、器具(スピーカーや消火器等)等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損・児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。なお、壁や柱、建具、器具(スピーカーや消火器等)等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損・児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。	コートは、フットサルコート(1面)、バスケットコート(1面)、バレーボールコート(1面)、バドミントン(3面)、卓球(8台)、ショートテニス(3面)ができる器具等(床面のライン含む)を整備すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
160	40	2	2	3	(1)		②			アリーナ		iv) 壁や柱、建具、器具(スピーカーや消火器等)等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。また、フットサルの利用を想定し、壁の仕様・構造を壊れにくいものとし、天井面及び壁面には開閉式防球ネットを設置すること。	(追加)
161	40	2	2	3	(1)		②			アリーナ	iv) 照明は、ブロックごとに点灯操作できるように計画すること。		(削除)
162	40	2	2	3	(1)		②	v)		アリーナ	競技に適した採光・通風・換気に配慮すること。	アリーナ面においても中間期に十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。	
163	40	2	2	3	(1)		③	イ	i)	トイレ	トイレは、男女別に設け、施設規模に応じて適切に計画すること。また、学校行事、スポーツイベント等を考慮した配置とすること。	トイレは、男女別に設け、施設規模に応じて適切に計画すること。また、学校行事、イベント等を考慮した配置とすること。	
164	41	2	2	3	(1)		③	ウ	ii)	談話・休憩スペース	スポーツ情報コーナーを設け、各種スポーツ情報等を提供するスペースとして整備すること。	情報コーナーを設け、各種スポーツ情報等を提供するスペースとして整備すること。	
165	41	2	2	3	(2)		①		ii)	共通	公民館は、小学校校舎と共に一期工事にて整備することとし、各諸室は小学校校舎内への配置を原則とすること。	公民館は、小学校校舎と共に一期工事にて整備することとし、各諸室は小学校校舎内への配置を原則とすること。ただし、エントランスホール及び地域広場の整備時期及び配置は、本施設全体のバランスを踏まえ、最適なものを提案すること。	
166	41	2	2	3	(2)		①			共通	vii) 公民館は、選挙時の投票所としての利用を想定し、エントランスホール以外にも出入口(通用口)を1ヶ所設けること。		(削除)
167	41	2	2	3	(2)		②	i)		集会室	集会室は、250㎡以上の面積を確保するものとする。	集会室は、中会議室(100㎡以上)、小会議室(50㎡以上)を設置すること。	
168	41	2	2	3	(2)		②	ii)		集会室	集会室は、可動間仕切りを設け、5室に分割して利用できるように計画すること。	中会議室にはスクリーン(天井埋込型)を設置すること。また、可動式間仕切りを設け、2室として利用ができるよう計画すること。	
169	41	2	2	3	(2)		②			集会室	vi) 選挙時の投票所としての利用を想定し、入退室の動線に配慮すること。	iii) 中会議室は、選挙時の投票所としての利用を想定し、入退室の動線に配慮すること。	(追加)
170	41	2	2	3	(2)		②			集会室		iv) 小会議室は、IT工房室に隣接した配置とし、フリーアクセスフロアとすること。	(追加)
171	42	2	2	3	(2)		②			集会室	iv) 集会室には、絵画等を展示できるようにピクチャーレール等を設置すること。また、窓下カウンター及び窓下収納を設置すること。	vi) 集会室には、絵画等を展示できるようにピクチャーレール等を設置すること。	
172	42	2	2	3	(2)		②			集会室	v) 集会室には、電動式壁面収納ステージ、電動スクリーンを設置すること。		(削除)
173	42	2	2	3	(2)		③	i)		和室	和室は、1室とし、30㎡以上の面積を確保すること。	和室は、1室とし、50㎡以上の面積を確保すること。	
174	42	2	2	3	(2)		④	i)		IT工房室	IT工房室は、40㎡以上の面積を確保し、フリーアクセスフロアとすること。	IT工房室は、40㎡以上の面積を確保し、フリーアクセスフロアとすること。また、スクリーン(天井埋込型)を設置すること。	
175	42	2	2	3	(2)		⑤	i)		ものづくり工房室	ものづくり工房室は、64㎡以上の面積を確保し、外部から資材の搬入ができるヤードを整備すること。	ものづくり工房室は、64㎡以上の面積を確保し、外部から軽トラック等で資材の搬入ができるヤードを整備すること。搬入の際に雨等がかからないよう十分な大きさの庇を設けること。	
176	43	2	2	3	(2)		⑥	ii)		事務管理室	利用者の窓口・受付のため、ローカウンター(個人情報等を扱うため、雁行型等でプライバシーを確保することが望ましい)を設置すること。	地域利用者の窓口・受付のため、ローカウンター(個人情報等を扱うため、雁行型等でプライバシーを確保することが望ましい)を設置すること。	
177	43	2	2	3	(2)		⑦	i)		共用部	利用者が自由に利用できる湯沸室を配置し、ミニキッチンを設置すること。	地域利用者が自由に利用できる湯沸室を配置し、ミニキッチンを設置すること。	
178	43	2	2	3	(2)		⑦	v)		共用部	多目的トイレには、おむつ替え台を設けること。	多目的トイレには、幼児用の補高便座を備えたブースを設け、おむつ替え台を設けること。	
179	44	2	2	3	(2)		⑧	ii)		エントランスホール	フリースペースを設け、誰もが自由に利用し、滞在できる世代間交流の場となることを考慮した計画とすること。	エントランスホールは、地域交流施設及び児童センターの風除室として機能させるとともに、フリースペースを設け、誰もが自由に利用し、滞在できる世代間交流の場となることを考慮した計画とすること。	
180	44	2	2	3	(2)		⑧	iii)		エントランスホール	エントランスホール(あくまでも風除室)の内外部に掲示板、情報モニター(100インチ程度)を設けるとともに、飲料水自動販売機2台が設置可能な自販機コーナーを設け、必要な設備を整備すること。	エントランスホールの内外部に掲示板、情報モニター(40インチ程度)を設けるとともに、飲料水自動販売機2台が設置可能な自販機コーナーを設け、必要な設備を整備すること。	
181	44	2	2	3	(3)			i)		地域広場	地域広場は、小学校、児童センター、地域交流施設の3施設を中心になるように配置し、本施設の利用者及び地域住民の方に憩いの場として提供できるように250㎡程度で計画すること。	地域広場は、小学校、児童センター、地域交流施設の3施設を中心になるように配置し、本施設の利用者及び地域住民の方に憩いの場として提供できるように250㎡以上で計画すること。	
182	44	2	2	4						外構等	(1) フェンス		(削除)
183	44	2	2	4						外構等	i) 小学校へのアプローチと地域交流施設へのアプローチの間にフェンス(H=1,500mm程度)を設け、児童と施設利用者との動線が敷地内で交錯しないようにすること。		(削除)
184	44	2	2	4	(1)			i)		校門	校門及び門柱を適切に配置し、門柱には校名を明記すること。また、館銘板・案内板も設けること。	正門については、既存の門柱を利用し、北門については新たに門柱を設置し、それぞれ校名及び施設名を適切な位置に明記すること。また、館銘板・案内板も設けること。	

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
185	44	2	2	4	(1)				ii)	校門	校門等には、許可のない者の進入を阻止する等、保安警備に必要な機能を持たせ、児童の安全を確保するよう配慮すること。	校門には、許可のない者の進入を阻止する等、保安警備に必要な機能を持たせ、児童の安全を確保するよう配慮すること。	
186	44	2	2	4	(1)					校門		iii) 校門には門扉等を設置し、施錠可能なよう計画すること。	(追加)
187	45	2	2	4	(3)				i)	駐車場・駐輪場	駐車場及び駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置すること。また、車両(緊急車両は除く)が駐車場から屋外運動場へ乗り入れできないよう計画すること。	駐車場及び駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、外灯(自動点滅及び時間点滅が可能なもの)を適切に配置すること。また、車両(緊急車両は除く)が駐車場・駐輪場から屋外運動場へ乗り入れできないよう計画すること。	
188	45	2	2	4	(3)					駐車場・駐輪場	ii) 車両出入り口は、西側接道部(県道名古屋碧南線)を入口、南側接道部(市道学校南線)を出口とし、敷地東側を敷地内車路として整備すること。また、小学校来賓用車両出入り口は、小学校正門付近に設置すること。		(削除)
189	45	2	2	4	(3)					駐車場・駐輪場		ii) 駐車場及び駐輪場は、本施設の工事期間中でも適切に確保できるよう、段階的に整備する等、その整備時期及び配置を工夫すること。	(追加)
190	45	2	2	4	(3)					駐車場・駐輪場	iii) 車両出入り口には門扉等を設置し、施錠可能なよう計画すること。		(削除)
191	45	2	2	4	(3)					駐車場・駐輪場	iv) 本施設利用者のための駐車場として200台分以上を整備し、利用施設までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。なお、障がい者等用駐車場(2台分程度)は小学校にアクセスしやすい位置に整備すること。	iii) 本施設の利用者等のための駐車場として200台以上を整備し、利用施設までのスムーズな動線を確保するよう計画すること。なお、障がい者等用駐車場(2台分程度)は小学校にアクセスしやすい位置に整備すること。	
192	45	2	2	4	(3)					駐車場・駐輪場	v) 駐車場の仕上げは、アスファルトで舗装し、駐車場内の安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮すること。	iv) 駐車場の仕上げは、アスファルトや緑化ブロック等で舗装すること。また、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮するとともに、児童の飛び出し等による事故を防止するための安全柵や植栽等を設置すること。	
193	45	2	2	4	(3)					駐車場・駐輪場	vi) 物資搬入・搬出用車両の臨時通行・駐車は、可能な限り建物に接近できるように、敷地内通路等を共用できるようにするなど、適切に計画すること。その際、歩行者の安全に充分配慮して歩道等を設置する等の工夫を施すこと。		(削除)
194	45	2	2	4	(3)					駐車場・駐輪場	vii) 駐輪場(屋根・照明付)は、小学校正門及び地域広場廻りに、小学校自転車用20台以上・バイク用3台以上、児童センター用15台以上、地域交流施設用80台以上を設け、屋根については、透明にする等、明るくデザイン性に配慮して計画すること。	v) 駐輪場(屋根・照明付)は、小学校正門廻りに配置し、小学校自転車用20台以上・バイク用3台以上、児童センター用15台以上、地域交流施設用80台以上を設け、屋根については、透明にする等、明るくデザイン性に配慮して計画すること。	
195	46	2	2	4	(5)				i)	廃棄物庫	ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して、廃棄物保管スペースを設けること。	本施設の配置やごみ出し動線、ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して、廃棄物保管スペースを設けること。	
196	46	2	2	4	(5)				ii)	廃棄物庫	ゴミ置き場は有蓋とし、分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保するとともに、収集車と児童の動線に配慮した計画とすること(①可燃物(週1回収)、②粗大ゴミ(年1回収))。	廃棄物保管スペースには廃棄物庫(有蓋のもの)を、小学校、児童センター、地域交流施設のそれぞれで設置すること。本市の分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保するとともに、収集車と児童の動線に配慮した計画とすること(①可燃物(週1回収)、②不燃物(2週に1回収)、③粗大ゴミ(年1回収))。	
197	46	2	2	4	(5)					廃棄物庫	iii) 給食室での提供食数に対応し、本市の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする。		(削除)
198	46	2	2	4	(6)					耐震性貯水槽		(6) 耐震性貯水槽	(追加)
199	46	2	2	4	(6)					耐震性貯水槽		i) 駐車場部分に、災害時の消火用、雑排水用水の確保のため、耐震性貯水槽(埋設型、100t)を設置すること。また、手動及び電動で利用できるポンプ、停電時の稼働に備えた発電機を設置すること(可搬式でも可)。	(追加)
200	46	2	4	4	(6)				i)	その他	雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設け、虫が発生しにくい構造とすること。	敷地内の雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設け、虫が発生しにくい構造とすること。	
201	46	2	2	4	(6)					その他	vii) 農具、園芸用具、油等の危険物、用務員用具等の保管庫を設置すること。		(削除)
202	46	2	2	4	(6)					その他	ix) 屋外運動場以外の校地周囲は、許可のない者の進入を阻止する等、保安警備に必要な機能を持たせるとともに、緊急車両(はしご車等の大型緊急車両等)、サービス車両等の出入りに支障をきたさぬよう配慮すること。		(削除)
203	53	3	3	4	(4)				i)	既存小学校の解体・撤去業務	既存の小学校(既存体育館・プール・浄化槽含む)を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。なお、建物内の廃棄備品の処理については本事業に含むものとする。	既存の小学校(既存体育館・プール・浄化槽を含む)を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、周辺への騒音や振動には十分配慮すること。なお、解体・撤去業務の対象施設は、本要求水準書の「表2 既存小学校の概要」のとおりとする。また、解体・撤去業務の対象施設内の廃棄備品の処理については本事業に含むものとする。	
204	53	3	3	4	(4)				ii)	既存小学校の解体・撤去業務	施設内にあるすべての什器・備品・厨房機器等を撤去・処分すること。実際の撤去・処分にあたっては、本市と事前に協議を行うこと。	解体・撤去業務の対象施設内にあるすべての什器・備品・厨房機器等を撤去・処分すること。実際の撤去・処分にあたっては、本市と事前に協議を行うこと。	

No	頁	章	節	1	(1)	1)	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
205	53	3	3	4	(4)			iv)	既存小学校の解体・撤去業務	既存小学校校舎の解体・撤去は原則として平成31年4月1日から6月末日まで、既存小学校体育館及びプールの解体・撤去は平成32年9月1日から平成32年11月末日までの期間中に完了すること。	既存小学校校舎の解体・撤去は原則として平成31年4月1日から6月末日まで、既存小学校プールの解体・撤去は平成31年9月1日から平成31年11月末日まで、既存小学校体育館の解体・撤去は平成32年9月1日から平成32年11月末日までの期間中に完了すること。	
206	53	3	3	4	(4)			v)	既存小学校の解体・撤去業務	既存の記念樹と石碑等は、栽培園等の同一敷地内に移設すること(「閲覧資料3 石碑・記念樹等の移設リスト」参照)。なお、移設にあたっては本市と十分協議すること。	既存の記念樹と石碑等は、学校農園等の同一敷地内に移設すること(「閲覧資料3 石碑・記念樹等の移設リスト」参照)。なお、移設にあたっては本市と十分協議すること。	
207	53	3	3	4	(4)			vi)	既存小学校の解体・撤去業務	既存のマンホールトイレ及び防災行政無線(グラウンドの南側)については、残置すること。	既存の避難所仮設トイレ用汚水樹(マンホールトイレ)及び防災行政無線(グラウンドの南側)については、 <u>存置すること</u> 。なお、避難所仮設トイレ用汚水樹の位置は「 <u>閲覧資料1 事業予定地設備インフラ現況図</u> 」を、防災行政無線の位置は「 <u>閲覧資料4 高浜市デジタル防災行政無線の建柱場所位置</u> 」を参照すること。	
208	53	3	3	4	(5)				施設利用者等への安全対策業務	事業者は、工事期間中に順次供用を開始する小学校の児童・職員・施設従業者及び利用者等の安全を確保するために、十分な対策を講ずること。	事業者は、工事期間中に順次供用を開始することを踏まえ、利用者等の安全を確保するために、十分な対策を講ずること。	
209	54	3	3	4	(5)			iii)	施設利用者等への安全対策業務	本施設内(敷地内)における工事動線と、児童・職員・施設従業者及び利用者等の動線を明確に分離すること。サイン(方向指示板等)・カラー舗装・保安柵(バリケード、カラーコーン等)・回転灯・注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めること。	本施設内(敷地内)における工事動線と、利用者等の動線を明確に分離すること。サイン(方向指示板等)・カラー舗装・保安柵(バリケード、カラーコーン等)・回転灯・注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めること。	
210	54	3	3	4	(5)			iv)	施設利用者等への安全対策業務	適切に交通誘導警備員等を配置し、児童・職員・施設従業者及び利用者等を安全に誘導すること。	適切に交通誘導警備員等を配置し、利用者等を安全に誘導すること。	
211	54	3	3	4	(6)			i)	近隣対応・対策業務	工事中における近隣住民・児童・職員・施設従業者及び利用者等への安全対策については万全を期すこと。	工事中における近隣住民及び利用者等への安全対策については万全を期すこと。	
212	54	3	3	4						<u>(8) 所有権設定に係る業務</u> 事業者は、各施設の竣工後、施設を本市に引き渡し、本市が主体となる表示登記、保存登記に必要な事務を行うこと。		(削除)
213	54	3	3	4	(8)			ii)	施工中の提出書類	工事報告書： 1部	工事進捗状況報告書： 1部	
214	55	3	3	5		①		iii)	事業者による自主完成検査	事業者は、本市に対して、自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。	事業者は、本市に対して、自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の結果を、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。	
215	56	3	3	5		②		i)	本市の完成検査	本市は、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。	本市は、事業者、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施するものとする。	
216	56	3	3	5		②		iii)	本市の完成検査	事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する本市への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出し、その説明を行うこと。	事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する本市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。なお、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出し、その説明を行うこと。	
217	56	3	3	5		③			完成図書	事業者は、本市による完成検査の通知に必要な次の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を小学校内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによる。	事業者は、本市による完成検査の通知に必要な完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を小学校内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによる。	
218	57	3	3	5					完成時業務		<u>(2) 所有権設定に係る業務</u> 事業者は、本市による完成検査後、引渡し及び所有権設定に必要な手続き等を事業スケジュールに支障がないよう実施すること。	(追加)
219	59	4	1	4				v)	維持管理業務計画書	本施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、児童・職員・施設従業者・利用者等の健康を確保するよう努めること。	本施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者等の健康を確保するよう努めること。	
220	59	4	1	5					業務報告書等	5. 業務報告書	5. 業務報告書等	
221	59	4	1	5					業務報告書等	事業者は、維持管理業務に係る月報を業務報告書として作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。	事業者は、維持管理業務に係る業務報告書(月次報告書、四半期報告書、年次報告書)を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期調査等の報告書を作成し、本市に提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。	
222	61	4	2						建築物保守管理業務	事業者は、本施設の建築物等の構造部、屋根、外壁、内壁、天井、床、階段、建具等の各部位について、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、破損、漏水等がなく、仕上げ材においても美観を維持するとともに、本施設の完全な運用が可能となるよう実施設計図書に定められた性能及び機能を保つこと。	事業者は、本施設の建築物等の構造部、屋根、外壁、内壁、天井、床、階段、建具等の各部位について、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、破損、漏水等がなく、仕上げ材においても美観を維持すること。また、建築基準法の定期調査・検査報告(建築)等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるよう実施設計図書に定められた性能及び機能を保つこと。	
223	61	4	2					i)	故障・クレーム対応	市民や施設利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。	市民や利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。	

No	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
224	61	4	3							建築設備・厨房機器等保守管理業務	事業者は、本施設の建築設備全般(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、放送設備、消防設備、防災設備、昇降機設備、厨房設備等)に関して、建築基準法の定期調査報告(建築、設備、昇降機)等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるよう実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。	事業者は、本施設の建築設備全般(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、放送設備、消防設備、防火設備、昇降機設備、厨房設備、舞台設備等)に関して、建築基準法の定期調査・検査報告(設備、昇降機、防火設備)や消防法の定期点検制度(消防用設備等点検、防火対象物の定期点検)等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるよう実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。	
225	62	4	3	1					ii)	定期保守点検業務	点検により建築設備・厨房機器・舞台設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は業務に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕、更新など(費用負担は修繕業務を参照))により対応すること。	点検により建築設備・厨房機器・舞台設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は本施設の運営に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法(保守、修繕、更新など(費用負担は修繕業務を参照))により対応すること。	
226	62	4	3	2					i)	故障・クレーム対応	市民や施設利用者等の申告等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。	市民や利用者等の申告等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。	
227	63	4	4	1						定期保守点検業務	事業者は、屋外運動場(運動器具・遊具等含む)、校門、門扉、フェンス、駐輪場、植栽等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して、観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。	事業者は、屋外運動場(運動器具・遊具等含む)、校門、門扉、フェンス、植栽、サイン、外灯、駐輪場、ごみ置き場、その他の外構・工作物等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して、観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。	
228	63	4	4	3					i)	故障・クレーム対応	市民や施設利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。	市民や利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。	
229	64	4	5	2			①			定期清掃業務	共通	共通	(追加)
230	64	4	5	2			①	ア	i)	共通	事業者は、日常清掃では実施しにくい本施設内の床洗浄、床面ワックス塗布、什器・備品の清掃、古紙等の搬出等を定期的に(毎月1回程度)行うこと。	事業者は、日常清掃(児童や教職員、施設運営者等が実施)では実施しにくい本施設の清掃を定期的に(年1~2回程度)行うこと。なお、定期清掃の主な内容等は「資料14 主な維持管理業務項目詳細一覧」を参照し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律1等の関連法令等に基づき実施すること。	
231	64	4	5	2			①			定期清掃業務	ii) 事業者は、排水溝・汚水管・マンホール・グリストラップ等の外構についても、必要に応じて清掃等を行うこと。		(削除)
232	64	4	5	2			①			定期清掃業務		イ 給食室の清掃・消毒	(追加)
233	64	4	5	2			①	イ		給食室の清掃・消毒		i) 給食室については、長期休暇中に、給食エリアの床・天井・内壁・扉等の洗浄・殺菌、換気扇・フィルターの吹出口等の清掃、照明器具の清掃、棚や頭上構造物等塵埃が堆積しやすい箇所の塵埃除去・清掃等を実施すること。	(追加)
234	64	4	5	2			①	イ		給食室の清掃・消毒		ii) 廃水処理施設・排水設備(グリストラップを含む)は、設置した機器の性能に合わせて点検・清掃し、機能が正常に維持されるようにすること。周囲へ臭いを生じないように清掃を行い、十分な臭気対策を講ずること。	(追加)
235	64	4	5	2			①	イ		給食室の清掃・消毒		iii) 排水処理施設で処理された排水について、水質検査を行うこと。	(追加)
236	64	4	5	2						清掃業務	② 特別清掃業務 i) 事業者は、照明器具の清掃、吹出口及び吸込口の清掃、外壁・外部建具・窓ガラス等の清掃、受水槽及び高架水槽の清掃、地下タンク及び埋設配管等の清掃、及び排水溝・汚水管・マンホール・グリストラップ等の清掃等を、年1~2回程度、行うこと。		(削除)
237	64	5	6							警備保安業務	事業者は、本施設を保全し、利用者の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備保安業務は24時間365日対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、本市及び関係機関へ通報・連絡を行うための体制を整えること。	事業者は、本施設を保全し、利用者等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、警備保安業務は24時間365日対応とし、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、本市及び関係機関へ通報・連絡を行うための体制を整えること。	
238	65	5	6	1					i)	防犯・警備業務	夜間及び休日等、本施設が無人人となる際において、機械警備を行うこと。	夜間及び休日等、本施設が無人人となる際において、施設の利用区分やセキュリティラインを踏まえた機械警備を行うこと。	
239	65	5	7						i)	修繕業務	事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画を作成し、本市に提出すること。	事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画を作成し、本市に提出すること。なお、長期修繕(保全)計画は、事業年度ごとに見直しを行うこと。	
240	65	5	7							修繕業務	ii) 事業者は、事業年度ごとに、当該年度に計画的に実施する「修繕(保全)計画」を作成し、当該業務実施年度の前年度の2月末日までに本市へ提出すること。		(削除)
241	65	5	7							修繕業務	iii) 修繕費用は、年額900万円(メインアリーナ600万円、その他施設300万円)とする。なお、当該業務実施年度の修繕業務費が余った場合は、余剰金を本市に返還すること。	iv) 事業者は、事業期間全体での修繕に必要な経費として総額6,750万円(税別)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること。なお、毎事業年度の修繕費は、当該長期修繕(保全)計画をもとに支払うこととするが、執行残額は毎事業年度の終了時に、本市に返還すること。	

様式1用語の定義 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	イ	項目等	修正前	修正後	備考
1											(16)「利用者等」とは、高浜小学校を利用する児童・教職員・保護者・その他の来校者、地域交流施設(小学校の学校開放施設を含む)や児童センターの利用者、従業者等の関係者をいう。	(追加)
2											(17)「学校利用者」とは、高浜小学校を利用する児童・教職員・保護者・その他の来校者をいう。	(追加)
3											(18)「地域利用者」とは、地域交流施設(小学校の学校開放施設を含む)や児童センターの利用者、従業者をいう。	(追加)
4											(19)「事務管理室等」とは、児童センターの事務室、地域交流施設の事務管理室をいう。	(追加)

様式7必要諸室リスト 新旧対照表

No	大項目	小項目	室名	修正前	修正後	備考
1	(1)小学校校舎 ①学校教育ゾーン	教室	特別支援教室	室名:特別支援学級	室名:特別支援教室	
2	(1)小学校校舎 ①学校教育ゾーン	特別教室	図書室	1階への設置:	1階への設置:○	
3	(1)小学校校舎 ②学校・地域共有ゾーン	特別教室	多目的室	備考:学年集会、職員全体会議等での利用も想定	備考:吹奏楽の練習場。学年集会、職員全体会議等での利用も想定	
4	(1)小学校校舎 ③管理ゾーン	管理諸室等	校長室・応接室	職員室に近接して配置	職員室に隣接して配置	
5	(1)小学校校舎 ③管理ゾーン	管理諸室等	職員室等 (ミーティングルーム)	室名:ミーティングルーム 備考:和室、4畳半程度		(削除)
6	(1)小学校校舎 ⑤校舎共用部	共用部等	昇降口	室名:昇降口・玄関	室名:昇降口	
7	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	メインアリーナ	室名:アリーナ 面積(m <sup>2</sup> ):1,800	室名:メインアリーナ 面積(m <sup>2</sup> ):1,400	
8	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	メインアリーナ (アリーナ)	室名:フロア 備考:天井高12.5m以上、バスケットボールコート2面等	室名:アリーナ 備考:アリーナ面積850㎡以上、天井高12.5m以上	
9	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	メインアリーナ (ステージ)	備考:奥行9.0m、舞台袖スペース・機材等の搬入口を設置	備考:奥行9.0m、アリーナからステージへの階段を常設	
10	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	メインアリーナ (楽屋兼控室)	備考:40㎡×2部屋	備考:20㎡×2部屋	
11	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	メインアリーナ (湯沸室)	室名:給湯室	室名:湯沸室	
12	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	メインアリーナ (楽屋用トイレ)		室名:楽屋用トイレ 部屋数:1 備考:1ブース以上	(追加)
13	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	共用部 (その他)	室名:その他(廊下、階段、玄関、観覧席、ロールバックチェア収納庫等)	室名:その他(廊下、階段、玄関、ギャラリー(2階)、バックヤード、観覧席、ロールバックチェア収納庫等)	
14	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	共用部 (その他)	備考:観覧席:3列×3面(2階) ロールバックチェア:300席(1階)	備考:校舎棟との連絡通路は1、2階にそれぞれ設置 ギャラリー(ステージ対面:幅5m程度、左右:幅1.2m程度) (2階) バックヤードとして、舞台袖、搬入口、ステージ裏動線等を確保 ロールバックチェア:300席(1階)	
15	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	その他 (防災備蓄倉庫)	室名:防災資機材庫	室名:防災備蓄倉庫	
16	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	メインアリーナ	その他 (非常用自家発電機スペース)	室名:自家発電スペース	室名:非常用自家発電機スペース	
17	(2)高浜小学校屋内運動場(メインアリーナ)	小計(共用部、その他を除く)		面積(m <sup>2</sup> ):1,800	面積(m <sup>2</sup> ):1,400	
18	(3)児童センター	児童センター	集会室	1室面積(m <sup>2</sup> ):55 面積(m <sup>2</sup> ):55 備考:児童クラブ室、多目的スペースに併設(一体利用も可)	1室面積(m <sup>2</sup> ):50 面積(m <sup>2</sup> ):50 備考:児童クラブ室、多目的室に併設(一体利用も可)	
19	(3)児童センター	児童センター	図書室	1室面積(m <sup>2</sup> ):50 面積(m <sup>2</sup> ):50	1室面積(m <sup>2</sup> ):30 面積(m <sup>2</sup> ):30	
20	(3)児童センター	児童センター	事務室等	1室面積(m <sup>2</sup> ):60 面積(m <sup>2</sup> ):60	1室面積(m <sup>2</sup> ):45 面積(m <sup>2</sup> ):45	
21	(3)児童センター	児童センター	事務室等 (静養コーナー)	室名:静養コーナー		(削除)

No	大項目	小項目	室名	修正前	修正後	備考
22	(3)児童センター	児童センター	多目的室	1室面積(m <sup>2</sup> ):90 面積(m <sup>2</sup> ):90	1室面積(m <sup>2</sup> ):50 面積(m <sup>2</sup> ):50	
23	(3)児童センター	児童センター	児童クラブ室	備考:集会室、多目的スペースに併設(一体利用も可)	備考:集会室、多目的室に併設(一体利用も可)	
24	(3)児童センター	児童センター	静養室	室名:授乳室	室名:静養室	
25	(3)児童センター	児童センター	親子トイレ	室名:親子トイレ 1室面積(m <sup>2</sup> ):8 部屋数:1 面積(m <sup>2</sup> ):8		(削除)
26	(3)児童センター	児童センター	倉庫	1室面積(m <sup>2</sup> ):50 面積(m <sup>2</sup> ):50	1室面積(m <sup>2</sup> ):60 面積(m <sup>2</sup> ):60	
27	(3)児童センター	児童センター	共用部(玄関・足洗い場、廊下・手洗い場)	備考:手洗い場:15㎡以上	備考:手洗い場:15㎡以上、足洗い場:屋外に設置	
28	(3)児童センター	児童センター	小計(共用部を除く)	面積(m <sup>2</sup> ):531	面積(m <sup>2</sup> ):453	
29	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	サブアリーナ	サブアリーナ	室名:アリーナ	室名:サブアリーナ	
30	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	サブアリーナ	サブアリーナ(アリーナ)	室名:フロア 備考:天井高12.5m以上、バスケットボールコート1面筆	室名:アリーナ 備考:アリーナ面積670㎡以上、天井高12.5m以上	
31	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	サブアリーナ	利用者サービス機能(談話・休憩スペース)	室名:談話・休憩コーナー	室名:談話・休憩スペース	
32	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	サブアリーナ	利用者サービス機能	空調(冷暖房):○	空調(冷暖房):	
33	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	公民館	集会室	1室面積(m <sup>2</sup> ):250 部屋数:1 面積(m <sup>2</sup> ):250 備考:パーティション等で5部屋程度への分割可能なもの	部屋数:2 面積(m <sup>2</sup> ):150 備考:中会議室:100㎡以上(パーティション等で2分割可能なもの)小会議室:50㎡以上	
34	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	公民館	和室	1室面積(m <sup>2</sup> ):30 面積(m <sup>2</sup> ):30	1室面積(m <sup>2</sup> ):50 面積(m <sup>2</sup> ):50	
35	(4)地域交流施設(サブアリーナ・公民館)	小計(エントランスホール、共用部を除く)		面積(m <sup>2</sup> ):550	面積(m <sup>2</sup> ):470	
36	(5)屋外施設		屋外器具庫	室名:屋外倉庫	室名:屋外器具庫	
37	(5)屋外施設		農具等保管庫	室名:農具庫	室名:農具等保管庫	
38	(5)屋外施設		農具庫		室名:農具庫 1室面積(m <sup>2</sup> ):124 部屋数:1 面積(m <sup>2</sup> ):124	(追加)